

# 新型コロナウイルス感染症に係る市の方針

令和3年2月26日

## 伊勢崎市新型コロナウイルス感染症対策本部

群馬県は「社会経済活動再開のガイドライン」における県内の警戒度について、本市を含む9市町の4は継続するとしたものの、本市と大泉町を対象としていた飲食店等への営業時間短縮要請を3月1日（月）までで終了することとしました。

本市におきましても、2月25日（木）までの1週間における新規陽性者数の人口10万人あたりの1日平均が0.9人となったことから、市独自の緊急事態宣言を3月1日（月）までとすることとします。

なお、今後については群馬県の警戒度に準じ、次のとおり対応します。

### 1. 市民の皆様への要請内容

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛
- ・国の緊急事態宣言の対象となっている他県等への往来自粛
- ・感染リスクの高い多人数での会食自粛
- ・家庭内でのマスク着用など感染防止対策や「新しい生活様式」の実践の徹底
- ・国の接触者確認アプリ「COCOA」、群馬県のLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の積極的な利用

### 2. 事業者の皆様への要請内容

- ・飲食を伴う懇親会等の自粛
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などの居場所の切り替わり時での感染防止対策の徹底
- ・事務室やトイレなどの共同スペースでの定期的な換気
- ・就業時間内のマスクの着用と三密の回避

### 3. イベント等の開催について

- ・市が主催する（共催含む）イベント等について、以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行ったうえで、「三密の回避」をはじめ、十分な感染防止対策を徹底したうえで、実施できるものは開催可能とします。

- （1）開催規模（参加人数、参加者の範囲）
- （2）開催場所（換気の状態）
- （3）開催時間（同一空間での滞在時間）
- （4）参加者同士の距離（近距離又は対面）
- （5）参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者）
- （6）不特定多数か否か

※市有施設については、屋内施設は利用中止、屋外施設で感染防止対策のとれるものは利用可能とする。（警戒度4の期限となっている3月8日（月）まで）

### 4. 学校等の対応について

- ・感染防止対策を徹底しながら通常登校を継続します。
- ・部活動については活動内容を考慮して、平日のみの活動とします。
- ・児童生徒または教職員に感染者が発生した場合、必要な範囲で学級閉鎖や休業等の措置を行います。

### 5. 本方針は、今後の感染の広がり等を見ながら、適宜見直しを行う。